

# めむろちょう こ けんりじょうれい 芽室町子どもの権利条例

めむろちょう  
芽室町では、すべての子どもがすこやかにそだつために、

すべての子どものけんりほしょうし、

すべての子どもがしあわせに暮らせることをねがって、

へいせい ねん がつ  
平成18年4月にこの条例（きまり）をつくりました。

けんり…ものごとを自分のかんがでじゆうにおこなうことができること

## こ けんり 子どもの権利ってなに？

い  
生きるけんり…すこやかにあんしんして生きる

いのち たいせつ  
命を大切にされ、いじめやぼうりょくを受けないようにされます。

- 愛情を受けながらそだつことができます。
- けがや病気のときはちりょうを受けられます。
- 誰からもぼうりょくやぼうげんを受けずにあんしんしてせいかつできます。



そだ  
育つけんり…自分らしく生きる

す  
好きなことをしたり、まなんだりしながら、自分らしく生きることができます。

- しょうらいのゆめのため、ひつようなことをまなんだり、けいけんしたりできます。
- 自分のやりたいことにむちゅうになれます。
- からだ ころろ つか 体が心か疲れたときにはやすめます。



まも  
守られるけんり…自分を守る、守られる

あらゆることから自分をまもり、まわりからもまもってもらえます。

- いのち きけん 命の危険からまもられます。
- ひみつがまもられます。
- どんな理由があっても、さべつやいじめからまもられます。



さんか  
参加するけんり…自分のきもちでさんかする

自分のいけんやかんがでさまざまなかつどうさんかに参加できます。

- 自分のいけんやかんががたいせつにされます。
- 自分のきもちをきいてもらえます。
- ともあつ 友だちと集まり、さまざまなかつどうができます。



## 子どもの権利委員会



- 子どもの権利が守られていないと感じたときの相談先です。
- 子どもを守るために、できごとを調査し、助けるための方法を話し合います。
- 子どもが困っていることや解決してほしいことなどを、直接聞いてもらうことができます。

## みんなで大切にしたいこと



- 権利は、みんなが生まれたときから持っているものです。
- 自分だけではなく、周りの人も同じように権利を持っています。
- 自分の権利だけではなく、「相手の権利を大切に」相手を思いやる心が大切です。
- 「権利があるから何をしてもいい」とはなりません。
- それぞれの人がルールを守ることや相手を思いやることで、みんなが安心して生活できます。

## 相談先

いじめや虐待（親からの暴力、食事が与えられないなど）を受けている人を見たり、聞いたりしたときには、次の相談先へ連絡してください。

### 虐待は

- 芽室町子育て支援課（子どもの権利委員会事務局）  
TEL 0155-62-9733  
Mail [kosodate@memuro.net](mailto:kosodate@memuro.net)

- 北海道常広児童相談所  
TEL 0155-22-5100

### いじめは

- スクールライフアドバイザー（芽室町教育委員会教育推進課）  
TEL 0155-62-9729

### その他の相談先

- 十勝子ども家庭支援センター  
子ども、家族、地域からの子どもに関する相談を受け付けています。  
TEL 0155-22-3322